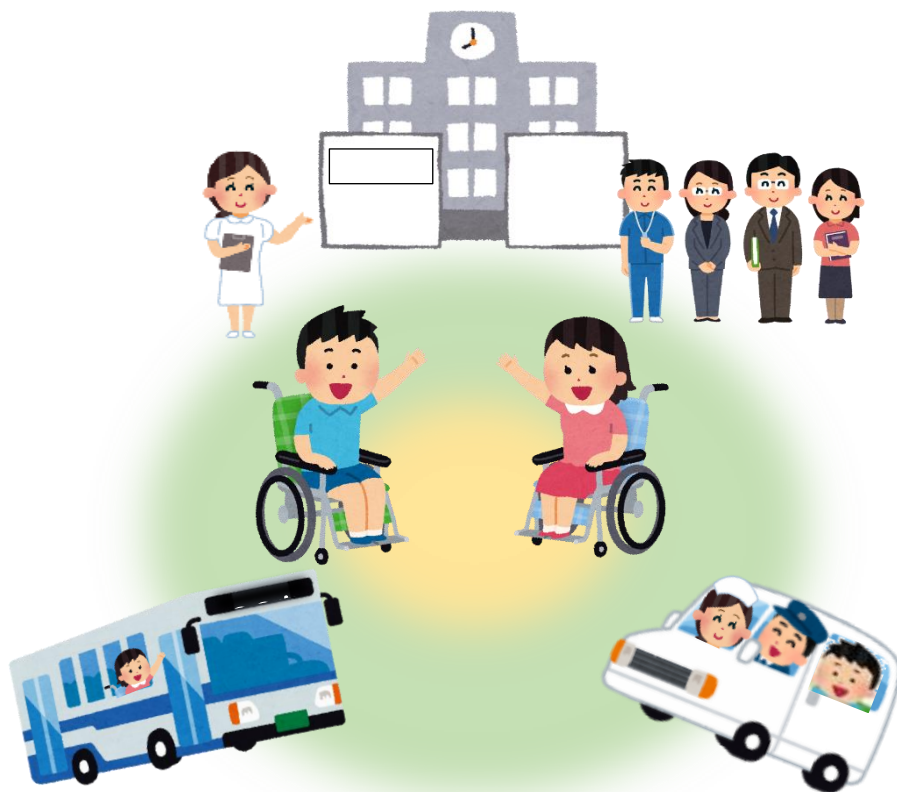


令和5年度

県立特別支援学校における

医療的ケア児通学支援事業について（ご案内）



令和5年1月

神奈川県教育委員会 特別支援教育課

# 1. 医療的ケア児通学支援事業の制度概要

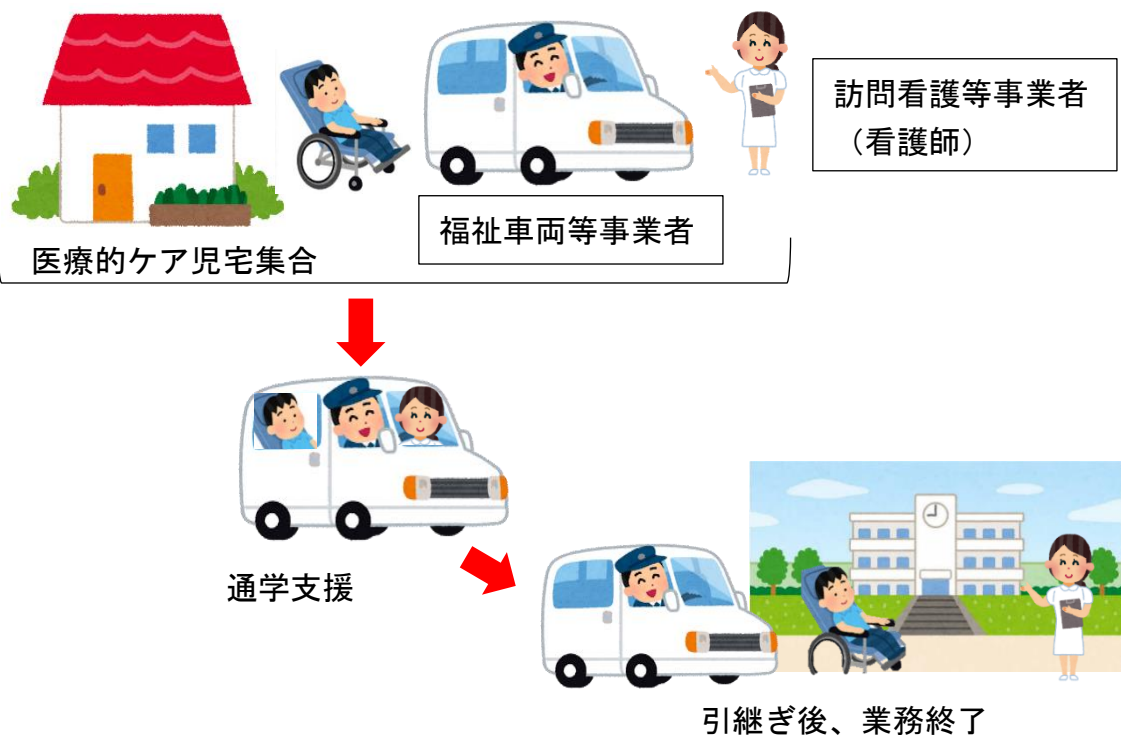
## (1) 目的

医療的ケアが必要なため保護者が送迎をしている医療的ケア児に対して、スクールバスもしくは福祉車両等により登校時の通学を支援します。

## (2) 事業内容

・スクールバスに学校の看護師が同乗、もしくは福祉車両等に訪問看護ステーション等の看護師が同乗し、医療的ケア児の見守り及び医療的ケアを実施することにより通学を支援する。(スクールバスについては学校が対応します)

### ○イメージ



## (3) 対象となる医療的ケア児

- ・現在、医療的ケアが必要なため登下校でのスクールバス利用ができていない医療的ケア児
- ・体調が安定しており、定期的に登校することができる
- ・保護者から、課題があった際には中止する場合があること、試乗の際に同乗をお願いすることについて同意を得ている

### 車内で実施する医療的ケア

吸引（鼻腔内、口腔内、気管カニューレ内）、酸素療法や人工呼吸器の管理  
その他学校が認めたもの

#### (4) 対象となる事業者

- ・ 医療的ケアを実施できる看護師が所属している事業者  
(訪問看護ステーション、放課後等デイサービス等)

#### (5) 同乗者 (医療的ケアの実施者)

- ・ 事業者の看護師 (訪問看護ステーション、放課後等デイサービス等)

#### (6) 実施する医療的ケア

- ・ 主治医からの指示 (指示書) に基づく医療的ケア  
(指示書は保護者が主治医からもらいます)

#### (7) 利用区間

- ・ 自宅→学校 (本事業は登校のみの実施となります)

#### (8) 手続きの流れ

- ① 学校と保護者が事業者をさがして相談、内諾を得る
- ② 契約手続き  
学校はご担当者様に連絡をして手続きを進めます  
(保護者、事業者、学校の三者で契約)
- ③ 打合せ  
学校にて、保護者、学校、福祉車両等事業者と一緒に打合せを行います

#### (9) その他

##### ○料金

見積書をいただき、それに基づき契約を進めます。

##### ○車両

学校と保護者は福祉車両等事業者との内諾・契約も必要となります。そのため、福祉車両等事業者との契約も決まってから実施となります。

##### ○指示書

車内で必要な医療的ケアの指示書については、内諾を得られ次第、保護者が主治医からいただくことになっています。

その他、細かい内容につきましては、相談時・契約時に話し合われます。

## 2. 具体的手続きの流れ

### 訪問看護等事業者【主な事務手続き】

#### 利用開始前

手順	提出書類等	時期	備考
(保護者の動き) 保護者は学校に利用申請書、主治医の意見書を提出→学校は利用対象か否かを判断 福祉車両等利用対象と判断された場合、必要書類を受け取る			
①学校や保護者から相談を受ける			学校や保護者は利用希望日等、必要な情報を事業者に伝える
②対応可能か否かを伝える			
③参考見積書を学校に提出	参考見積書	学校からの連絡後	
④契約書の確認・記入をする			

#### 契約締結後 (福祉車両等事業者との契約も完了した後)

手順	参加者	時期	備考
①事前の打合せを行う (学校にて実施、必要に応じて自宅でも実施)	医療的ケア児、学校、保護者、福祉車両等事業者、訪問看護等事業者	契約締結後	学校内の車両停車位置や学校到着後の引継ぎ方法、医療的ケア児についての情報共有等
②安全確認(試乗)を行う	保護者、訪問看護等事業者が同乗		
③学校に書類「安全確認等の報告」を提出			
④通学支援の実施			
⑤学校到着後、「乗車日誌」を学校に提出する		運行ごと	学校(担任)との引継ぎ
⑥月締めで実績報告書を提出する		月ごと	学校に提出する

## 登校時の対応の実際

### 訪問看護等事業者

場所	対応
自宅	○予定時刻に対象の医療的ケア児宅に到着 (福祉車両等事業者／訪問看護等事業者)
	○健康観察 ・荷物の確認 ・保護者からの引継ぎ ・バイタルチェック ・全身状態の確認 ・医療機器の確認 等
車内	○車内での状態の観察等 ○医療的ケアの実施、記録（必要時） (乗車中に吸引等の医療的ケアが必要になった場合は、車両を安全な場所に停車して、医療的ケアを実施する) ○緊急時の対応（119番通報等の対応）
学校	○学校への引継ぎ

### (参考) 福祉車両等事業者

場所	業務	備考
自宅	・予定時刻に対象医療的ケア児の自宅に到着 ・乗車介助 ・車いす固定	
車内	・運行 ・医療的ケア実施時は速やかに安全な場所に停車 ・緊急時は119番通報等の対応 (通報手順書による対応)	・通学マップに記載されたルートのみを運行
学校	・降車介助	

## こんなときどうする？ Q & A

<p><b>Q 1 :</b> <u>対象の医療的ケア児の登校は、どのように設定するのですか。</u></p>
<p>A 1 : 通学中の車両内で医療的ケアを実施するため、安全確保が非常に重要です。主治医、学校の担当医師、保護者等と十分に相談し、本人の体調等を考慮して日数を設定することになります。</p>
<p><b>Q 2 :</b> <u>学校や保護者から相談があった場合は、必ず引き受けなければならないですか。</u></p>
<p>A 2 : まずは相談を聞いていただきたいと考えます。内容を確認したうえで、事業者として同意が難しい、あるいは内諾をいただくまでに時間を要するケースもあると考えています。</p>
<p><b>Q 3 :</b> <u>緊急時に、どのような対応をする必要がありますか。</u></p>
<p>A 3 : 打合せの際に緊急時の対応について話し合われることとなりますが、必要に応じて119番通報をお願いすることがあります。その際、救急隊に伝える内容は、「通報手順書」に記載されていますので、それに沿ってご対応をお願いします。</p>
<p><b>Q 4 :</b> <u>安全確認（保護者の同乗）は必須ですか。</u></p>
<p>A 4 : 必須です。保護者と医療的ケア実施時に停車可能な場所の確認や、医療的ケア児の様子を観察等による引継ぎをお願いします。</p>
<p><b>Q 5 :</b> <u>保護者から依頼があった場合、送迎の途中で寄り道することは可能ですか。</u></p>
<p>A 5 : できません。運行の範囲は原則として、通学マップに記載された道順で、自宅→学校間のみです。</p>
<p><b>Q 6 :</b> <u>業務終了後は福祉車両等に乗車して帰るのですか。</u></p>
<p>A 6 : 事業者の任意の方法で帰ることになります。</p>